

生活環境

1 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

現状と課題

障害者の安心・安全な地域生活を確保するためには、建築物、道路、交通施設などにおける物理的なバリアの解消が必要です。

そのため、* 広島県福祉のまちづくり条例制定以降、様々な普及啓発事業やバリアフリー化事業にも取り組んでいますが、引き続き、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。

今後、バリアフリーに配慮した建築物を増やしていくためには、建築主や設計者のバリアフリーに関する意識・理解を深めるための啓発が一層必要です。

交通バリアフリー法では、高齢者、身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進することとされ、* ノンステップバスなどの低床車両の導入や旅客施設などのバリアフリー化が求められています。

交通バリアフリーの実現のためには、国、地方公共団体とともに、公共交通事業者などによる理解と積極的な取組が必要です。

バリアフリーとは

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。（国の障害者基本計画（H14.12）から）

今後の取組

福祉のまちづくりの推進

障害者に対するバリア（物理的なバリア）の解消を推進することとし、障害者が積極的に地域に出て、地域の人とともに自由に行動し、日常的に地域社会の中で地域の人々と共に生活していけるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを推進します。

福祉のまちづくりの理念の普及を一層図るため、福祉のまちづくり推進協議会を開催し、計画的、総合的な施策を推進します。

だれもが暮らしやすい福祉のまちづくりを、行政、県民、事業者が一体となった県民運動として、一層推進します。

障害者が盲導犬や介助犬などを同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう理解の促進を図ります。



広島県福祉のまちづくりシンボルマーク

県の木と花「モミジ」をモチーフに、太陽にイメージを重ね、すべての人々が心豊かに、安全で快適な暮らしを謳歌している姿をデザインし、福祉のまちづくりの躍動感、輝きを表現しています。

住宅・建築物のバリアフリー化の推進

身体障害者などの利用に対応した*優良建築物を、インターネットを通じて公表し、バリアフリー化の必要性について社会的認識を高めるほか、事業者を対象とした啓発広報を推進します。

バリアフリーに対応した建物を増やしていくために、税制上の特例の活用や低利融資制度の活用などの公的助成措置の周知・拡充を図っていくとともに、市町村に対し独自の助成制度措置の創設を働きかけます。

バリアフリー化に対応した整備例を収集・検討することにより、より多くの人々が利用しやすい実態に即した整備方法を蓄積し、その活用を推進します。

公共施設については、*広島県福祉のまちづくり条例やハートビル法の適用基準を満たした施設となるよう整備を推進します。

障害者が安心して暮らせる居住環境の整備について、市町村において積極的な取組がなされるよう、県営住宅におけるモデル事例の情報提供などを行い、障害者に配慮した住宅の普及・啓発に努めます。

公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進

公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、引き続き、市町村や公共交通事業者などが積極的に交通バリアフリー化に取り組むよう働きかけるとともに、国や市町村とともに交通事業者などを支援します。

とりわけ、一定規模の旅客施設（「特定旅客施設」）を中心とした地区においては、重点的・一体的に交通バリアフリー化が促進されるよう、引き続き、関係市町村の「移動円滑化基本構想」の策定などを支援します。

また、公共交通事業者などが実施するノンステップバスの導入や旅客施設のバリアフリー化などを引き続き支援します。

港湾旅客ターミナルについては、段差の解消や誘導ブロック、多目的トイレなどを設置しバリアフリー化に努めるとともに、今後、新たに整備する旅客ターミナルについては、ユニバーサルデザインなどに対応した施設整備を進めます。

広島空港においては、関係機関と連携を図り、事業者に対してより安全で利用しやすい施設の必要性を理解してもらうとともに、一層の整備を働きかけます。

市街地において、幅の広い歩道の整備、既設歩道の段差・勾配の改善、障害物の除去を実施します。

人の利用に供する新設の港湾緑地については、スロープ、休憩施設、身体障害者用トイレ

し、身体障害者用駐車スペースなどに配慮した施設の整備に努めます。

更に、海岸整備について、安全かつ快適に水辺空間を楽しむことができるようにするため、緩傾斜の堤防、スロープ、休憩施設などの整備に努めます。

多目的トイレ

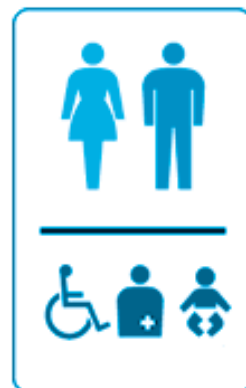
公共トイレの「身障者用トイレ」は「車いす対応トイレ」などと呼ばれていましたが、現在では「多目的トイレ」または「多機能トイレ」という名称に変わってきました。

この多目的トイレを主に使用される方は、肢体不自由者（車いす利用者など）・視覚障害者・内部障害者（オストメイト）・乳幼児連れの家族・妊婦・高齢者などですが、それぞれの障害の特性に応じた利用しやすいトイレを設置するよう、法的にも環境面での整備が進んできています。

多目的トイレの設置率は高くなってきましたが、まだまだ必要な広さや設備が整っておらず、結果的に使いにくい・使えないという状況があります。このため、使用する人のそれぞれの障害や介助の状況を明らかにし、そのニーズから多くの方が使いやすい多目的トイレの整備を推進する必要があります。

【多目的トイレのマーク】

（例）



オストメイトとは...

- ・直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負い、腹部に便や尿の排泄口（人工肛門・人工膀胱（総称：ストーマ））を造設した人のことです。
- ・ストーマは排泄を自分でコントロールできないため装具を使います。
- ・お腹に装具（パウチ）をつけて便や尿を溜めて処理しています。

【オストメイトの方の使用に配慮したトイレのマーク】

オストメイトの方が困っていること

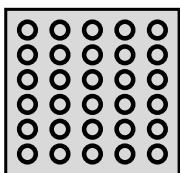
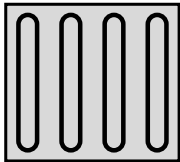
- ・汚れた補装具（パウチ）や衣服，身体を洗う設備がない。
- ・冬場，腹部を洗いたいのに水しか出ない。
- ・着替えや補装具（パウチ）などを一時置きする場所がない。
- ・パウチを正しく装着できているかを確認したいが，下腹部が写る鏡がない。
- ・外見上は健常者と変わらないので，入口表示が障害者用だけだと車いす用トイレに入りづらい。

オストメイトの方の使用設備に求められるもの

温水シャワー付きの専用流し台，手洗い洗面台，全身が写る鏡，物置棚，荷物掛け，ドライヤー用コンセント，蓋のついた汚物入など。



視覚障害者誘導用ブロック



視覚障害者が、足の裏の感触や、視覚（弱視の方）で明度差を感知するなどして、段差の予告や誘導される方向などの情報を得て移動するため、誘導用のブロックが敷設されています。

誘導用ブロックは、誘導の方向と線状ブロックの突起の方向を平行にして、できるだけ直線状に連続して敷設し、危険の可能性、歩行方法の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロックを敷設しています。

視覚障害者の移動の際に誘導用ブロックはなくてはならないものであり、ブロックの上に自転車などの障害物を放置してはいけません。

最近では、ブロックの中で発光するものや、突起はなくても周囲との硬さの差で感知できるようにしているものなど、色々と工夫されています。

2 安全な移動・交通対策の推進

現状と課題

障害者の移動を支援するため、自動車運転免許取得・改造助成などの支援や重度身体障害者のためのリフト付き乗用車運行事業が実施されていますが、一部の市町村に限られています。また、重度視覚障害者や*全身性障害者のガイドヘルパーの派遣についても未実施の市町村があります。これらの事業がより多くの市町村で実施されるよう努めていく必要があります。

交通事故死者数は減少しているものの、いまだ多くの尊い生命が交通事故の犠牲になるなど、障害者にとって道路交通環境は厳しいものとなっています。障害者に配慮した道路交通が確保されるよう努めていく必要があります。

今後の取組

自動車運転免許取得・改造助成などの支援や重度身体障害者のためのリフト付き乗用車運行事業などが市町村において実施されるよう支援します。

重度視覚障害者、全身性障害者、知的障害者のガイドヘルパーの派遣体制の整備を促進し、外出支援の充実を図るとともに、盲ろう者通訳介助員の派遣に努めます。

視覚障害者用付加装置付信号機など、障害者に配慮した交通安全施設の整備を推進し、交通事故の防止・削減を図ります。

運転免許センターにおいて、身体障害者の運転免許の取得・更新などに対する相談に対して的確に対応するとともに、運転適性検査を実施して、安全な移動の支援に努めます。

視覚障害者用付加装置付信号機等の交通安全施設

高齢者等感応制御

高齢者等感応制御は、交通弱者（身体障害者・高齢者など）の横断が多い交差点で行われる制御で、押ボタンを押したり、視覚障害者などが所持したペンダント型などの携帯用発信機を操作したときに歩行者用の青時間を延長して交通弱者の交通安全を確保する制御です。

視覚障害者用信号機

主に視覚障害者のための信号機で、歩行者の横断できる時間を、特定のメロディ（故郷の空）又は擬音（ピョピョとピヨ、カッコーとカカッコー）で知らせる信号制御機です。通常は道路鈔，触知板などを路面に設けた誘導施設を併設します。

待時間表示装置

横断歩道で信号待ちをしている歩行者に対して、歩行者信号が青信号に変わるまでの待時間を、表示器の点灯量又は数字で知らせるものです。

身体障害者マーク【道路交通法第71条の5】



身体障害者マークの意味は...「四つ葉は幸福の象徴で優しさや思いやりで障害者にやさしい交通環境を目指す」です。

平成14年6月1日施行の改正道路交通法で、身体障害者標識の様式を、内閣府令で定められた高齢者マークと同様に車の前後に表示するよう努めることになりました。

このマークをつけた車が走行している場合、周囲の運転者は幅寄せや割り込みをしてはならないことになっています。

外出する上で困ること

障害者が外出した場合、街中や建物の中などで困ることや不愉快な思いをすることがあります。障害の種別や態様によって、困ることも様々ですが、一例をあげると、

身体障害者

視覚障害者の場合

点字ブロックの上に置かれた放置自転車や看板などで歩行が妨げられること。
公共トイレの場所やトイレの男女区分がわかりづらいこと。

聴覚障害者の場合

銀行や病院などで自分の名前を呼ばれてもわからないこと。
踏切や道路で、電車や車が近づいて来てもわからないこと。

内部障害者の場合

オストメイトの人は、補装具を処置する設備が少ないこと。(46ページ)

下肢障害者の場合

車いすを使用している人は、道路の段差が移動の際の支障になること。
公共的施設などの駐車場で一般車両が車いす専用駐車スペースを使っていること。

知的障害者

物事を理解することや意志表現が苦手なために、状況に応じた適切な行動が取れなかったり、コミュニケーションがうまくとれず、誤解を生じたりすること。

精神障害者

周囲の視線が気になって、不安になったり、緊張したりするため、身体的にも精神的にも疲れることが多いこと。

障害者が安全に外出したり、また安心してコミュニケーションをしたりすることができるよう、相手の立場に立って考えられる思いやりのある心を育むことが大切です。

障害のことを正しく理解し、障害者の人が困っておられたら、お手伝いをするよう心がけ、共に生きる社会を築いていきましょう。

一部「ふれあいをもとめて」(社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団編集・発行)を参照

現状と課題

災害の未然防止や被害の軽減を図るため、「*自主防災組織による活動」や「自主避難」などの防災知識に基づく自主的な行動がきわめて重要ですが、そのための適切な防災情報の提供や自主防災の組織づくりに向けた支援が必要となります。

とりわけ、災害弱者に配慮した体制づくりが必要ですが、自主防災組織の設立、活性化のための自主防災への認識やノウハウ、推進役となる人材が不足しています。

平常時においてはテレビ・ラジオ・各種広報媒体を活用し、防災、防火への備えなどの防災知識を普及していくことが重要です。

県民の安全を考える基本的な条例として、『*「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例』が施行され、いろいろな取組が行われていますが、障害者が犯罪被害に遭わないように、また、被害に遭ったときには素早く連絡できるようにしておくことが必要です。

今後の取組

防災対策

市町村からの被害情報を収集するとともに、県で取りまとめた被害情報を提供する「*被害情報収集提供機能」を本格的に運用し、迅速・的確な防災体制の構築を図ります。

平成13年芸予地震を教訓として、さらに今後発生が懸念される東南海・南海地震を想定した地震防災対策について、「*市町村地域防災計画」の見直しや、地域全体で障害者などの災害弱者の避難誘導、情報伝達、救助などの計画を充実するよう働きかけます。

障害者施設などの災害弱者関係施設に係る砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設の整備を推進します。また、インターネットや携帯電話などによる雨量や危険箇所情報の提供を更に充実させます。

各市町村で災害弱者の避難誘導、情報伝達、救助などの体制づくりが図られるよう自主防災組織の組織化を進めます。

また、自主防災組織の結成や育成・活動内容の充実を図るため、結成の方法などをまとめた手引書の作成やリーダー研修会などを実施します。

防犯対策

障害者が安全に、かつ安心して暮らせるよう犯罪情報などを提供します。また、障害者が事件・事故などに遭った際には、障害の特性に応じ、適切に対応します。

聴覚・言語に障害のある人が各種犯罪の被害者となった場合などの警察への通報手段として、引き続き*ファックス110番を設置するとともに、適切な利用方法について広報活動を実施します。

また、*聴覚障害者携帯メール110番については試験的開設を継続していくとともに、緊急通報として制度化していくための検討を継続します。

手話のできる警察職員を引き続き養成し、体制の拡充を図り、聴覚障害者の相談支援に努めます。